3　施行日前に旧法令の規定により法務大臣又は地方入国管理局長に対してしなければならない届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）であって出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為として新法令に相当規定があるものが施行日前にされていないときは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、これを、新法令の規定により出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第一項中「外」を「ほか」に、「条例の」を「条例で」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同条第三項中「これを」を「ついて」に改め、同条第四項中「本条中これに」を「この項において」に改め、「これを」を削り、同条第五項中「前項」を「前項前段」に、「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、「これを」を削る。

（国家行政組織法の一部改正）

第八条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一法務省の項中「公安調査庁」を「出入国在留管理庁　公安調査庁」に改める。

（電波法の一部改正）

第九条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　出入国在留管理庁　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の三の二第二項に規定する事務

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第十条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「法務大臣」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。

第三十条の見出し中「法務大臣」を「法務大臣等」に改め、同条中「法務大臣」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の五十（見出しを含む。）中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別表第一の四十の二の項中「法務省」を「出入国在留管理庁」に改め、「、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新」を削り、同項を同表の四十の三の項とし、同項の次に次のように加える。

四十の四　法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可又は同法第三十一条第二項の更新に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二　出入国在留管理庁	出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正）

第十二条　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロ中「証明書」を「同項に規定する在留資格認定証明書」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第十三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第七条まで、第八条第三項及び第五項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十四条第一項中「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に、「毀損等の場合」を「毀損等の場合」に、「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に、「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に改め、同条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十六条及び第十七条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十八条第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第二十三条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第十四条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを「（退去強制等に関する経過措置等）」に改め、同条中「第一条の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）」を「入管法」に、「に改正入管法」を「に入管法」に、「同日」を「第三号施行日」に改める。

附則第三条中「改正入管法」を「入管法」に改める。

附則第四条中「改正入管法第二十四条第四号へ（改正入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者に係る部分に限る。）」を「入管法第二十四条第四号へ」に、「当該罪により禁錮」を「入管法第七十三条の罪により禁錮」に改める。

附則第五条第一項中「は、改正入管法」を「は、第一条の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）」に改める。

附則第七条の前の見出しを「（新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等）」に改め、同条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「第二条の規定による改正後の入管法（以下「」を削り、「新入管法」を「入管法」に改め、「」という。）」を削り、同条第二項及び第三項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第八条中「新入管法第十九条の七」を「第二条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第十九条の七」に改める。

附則第二十四条第二項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第二十五条の前の見出しを「（住居地の届出等に関する経過措置等）」に改め、同条中「第三条の規定による改正後の特例法（以下「新特例法」という。）」を「特例法」に改める。

附則第二十六条中「新特例法」を「第三条の規定による改正後の特例法（以下「新特例法」という。）」に改める。

附則第二十八条第一項中「新特例法」を「特例法」に改め、同条第三項及び第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。